

角野校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成22年7月29日(木) 19:00～21:00
場 所 角野公民館
参加者数 男 76人 女 19人 合計 95人



1. 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名 (高齢者福祉をめぐる諸課題について)

(討議内容)

① 独居高齢者見守り推進事業について

65歳以上の独居高齢者の安否確認を中心とした本事業は、平成8年に実施後14年が経過し、その間生活環境が激変し、少子高齢化や核家族化が進むと共に地域社会における人と人の絆の希薄化などが指摘される中、24名の見守り推進員が410名の独居高齢者を見守る活動をしています。見守り推進員の高齢化や欠員補充の難しさ、地区割りの関係で見守る範囲がアンバランスになっていることに加えて、連絡会議等への出席などもあり、大変苦勞しています。

自治会の組単位でこの制度を取り入れることはできないでしょうか？

見守る人も見守られる人も自然に見守りや助け合いができるのではないのでしょうか。自治会組織を中心に、民生児童委員協議会や老人クラブ連合会、支部社協と連携・協働して取り組めば、高齢者や地域の社会的問題も未然に防げるのではないのでしょうか。

見守り推進員の定年性についての考え方と月1,000円の現在の活動費を値上げすべきと思いますが、このことについてもお考えをお伺いしたいと思います。

② 高齢者夫婦世帯の対応について

角野支部では、昨年度より「地域福祉ケアネットワークの構築」を目指し取り組んでい

ますが、まだまだ時間を要します。角野校区の高齢者夫婦世帯は760世帯と聞いています。高齢者夫婦世帯は、民生児童委員協議会や見守り推進員事業の対象から外れていますが、その中で老老介護、認認介護に関わる色々な悩み、問題等が潜在化しています。老老介護、認認介護の早期発見、また社会的孤立、引きこもりなどに対する具体的な取り組みについてお伺いしたいと思います。

③ 共助としての取り組みについて

本来、自治会、老人クラブ、民生児童委員協議会、支部社協等が一体となり情報の共有化をベースに高齢者福祉の取り組みを充実させるべきと考えますが、少子高齢化や価値観の多様化、人と人との絆の希薄化などで、地域や家庭が持っていた共助の機能が低下しています。「町づくり」の第一歩は「人づくり」だと思っています。共助の原点ともいえるべき自治会組織への未加入世帯が全世帯の30%にも達しているとのことですが、市民と行政が真剣に自治会組織のあり方を検討すべき時が来たのではないのでしょうか。行政の取り組みについてお伺いしたいと思います。

(回答 市長)

①独居高齢者見守り推進事業について

見守り推進員制度は平成8年に県の呼びかけでスタートしました。経費については、県と市が各1/2の負担割合です。平成18年度からは市の単独事業として展開しています。見守り推進員事業については、角野を含む各校区よりご意見をいただいています。対象者の基準等について、社会福祉協議会や支部と協議していきたいと思っています。又、経費についてですが、活動はボランティアで行っていただき、月1,000円の経費は電話代やガソリン代としてお渡ししています。行動そのものについて評価しているものではありません。今のままで進めるのには問題がありますので、協議していきたいと思います。

②高齢者夫婦世帯の対応について

今の制度だと、独居高齢者のみが対象となり、現状では高齢者夫婦世帯が抜けておりますが、民生委員や地域の方たちが何らかの支援をされていると思います。先ほど紹介しました地域包括支援センターやおくらの里等の協力機関にご相談いただき、支援に繋がっていきたいと思います。また、引きこもっているのではないかという情報に対しては、守秘義務を守り訪問しており、結果的には大丈夫だったということもあります。しかし、介護認定を受けていなかったり、介護サービスを利用していなかった事例など、重大な問題を発見したりして、支援へ繋がっていったこともあります。対応が難しい場合は、地域包括支援センターやおくらの里へご連絡ください。

③共助としての取り組みについて

数年前にも自治会加入をテーマにしたまちづくり校区集会がありましたが、自治会加入率は現在約70%であり、下げ止まりの傾向です。さまざまな広報や啓蒙活動を行ったり、自治会への交付金としては、地域コミュニティ創生事業として自治会活動へプラスのイメージができるような取り組みを行っていますが、特効薬となるものはありません。今後、

様々な世代への取り組みも検討してまいります。

2. 校区設定市政課題

課題名（ 廃屋対策について ）

討議内容（質 問）

急速に少子高齢化が進む中で、現在の税制や法体制、また解体システム等、廃屋を効果的に減らすための対策は無いのかということです。校区内の廃屋の状況を調査をしました。

※パワーポイントにより写真、地図を掲示（廃屋の程度により色分け）

今回、廃屋の定義としては、無住で屋根の一部が陥没したり屋根に穴があいているもの、建物の壁等が破損し他者が出入りできるもの、台風時の飛散物や地震により倒壊が予想されるものとししました。廃屋として放置されることによる問題点は、犯罪の温床になりやすい、害虫の発生や不法投棄の場所になりやすい、地震などにより倒壊した場合避難の障害になる等があります。

少子高齢化により相続者が不明であったり、相続者はいるが諸事情で売却できないなど様々ですが、廃屋を壊して更地にすると固定資産税が上がるというが本当でしょうか。個人が持つ財産権を軽々しく侵すべきではないのは当然ですが、廃屋が町に及ぼす悪影響もあり、一定の法的な制約があってもやむを得ないのではないのでしょうか。一案ですが、公的機関で廃屋と認定された場合、相続権保有者への告知や現地で所定の表示を一定期間実施した後も管理や解体が履行されない場合、行政が代わって管理や解体、更地の売却の手続きができるような案件がもり込まれた「廃屋撤去促進のための法案の整備や立法化」ができないのでしょうか。内容としては、放置するほど税が高くなる経年累進課税化（法的手続き後）、廃屋認定後の早期解体奨励制度、廃屋解体のNPOへの依頼などが考えられます。

平成23年度に新居浜市で全国規模の環境会議が開催されるとのことですが、廃屋の存在は、防犯、防災の面から住民の安全や財産を脅かし、まちの再生や活性化を阻害するとともに、まちの美観や景観のいい環境を損ないます。将来の子供たちに良い環境を残して行けるように、この提案を全国に発信していただきたいと思います。

（回答 市長）

更地にすると土地の固定資産税が上がるようになっている点については、国の税制改正により、昭和48年度以降、持家対策として固定資産税の課税標準が設けられています、家屋としての判定は市が行いますが、さまざまな基準で認定しています。税制の見直しは、国政レベルの税制改正による対処が必要です。新居浜市火災予防条例・まち美化条例などにおいては、個人の資産であるものの管理は所有者等の責任で管理することが原則ですので、相談のあったものについては担当課が調査し、土地所有者及び管理者に適正な管理を

するよう指導を行っています。平成21年度の指導件数は54件でした。

この問題は、防災面や環境面で様々な関わりが必要になることから、市の関係部署が集まり検討会議を開催しています。廃屋の撤去については、所有者の義務であるため、行政が公費を使って行うことはできませんが、土地の管理については信託銀行が管理することもできますが、鑑定はよりシビアになります。廃屋についての問題意識は常に持っておりますので、今後協議していきたいと思っています。

3. 地域課題

課題名（ 下水道整備の推進について ）

質疑応答（質問）

昨年に引き続き問題提起します。昨年度説明を受け、下水道事業の内容、認可区域の変更等を伺いました。角野校区は他の地域に比べ整備が遅いように思います。特に河川沿いや高速道路の近辺等でそのように感じます。整備が進めば住民の数も増えると思いますが、どのような計画になっているのか進捗状況を聞かせてほしい。

（回答）

昨年度からの変更はなく、平成23年度末までに認可変更の承認を受ける予定としております。旧市街化調整区域で今回の認可変更に併せて新たに認可区域として選定する地域は、人口集中地区や既整備幹線の近辺で効率的な整備が可能な地区であることを条件として検討しています。平成22年度末から23年度初めにかけて選定ができるように取り組み23年度中に国へ認可申請する予定です。事業費が大きくなりますので、道路と公共下水道事業に対する助成が決定し、それに伴い市の予算も決定します。認可区域の考え方には変更はありませんが、国の予算についてはわかりません。

課題名（ 自主防災組織について ）

質疑応答（質問）

新居浜市は自主防災組織率が100%となっているが、どのような根拠なのかお聞きしたいと思います。山田自治会においても自主防災組織を立ち上げているが、災害が起きた時に状況に対応した活動できるかどうか疑問です。市としては自主防災組織にどのような活動を期待しているのか、活動の際に必要な機材や備えは自治会では対応できないが、市として補助等の考えがあるかお聞きしたい。また、自主防災に対する研修や自治会未加入者の自主防災についての考え方、さらに、災害時における要介護者支援については、支援する人も高齢化しているが、支援される方との意思疎通をどのように図っていくかも問題であり、市のご意見をお聞きしたい。

(回 答)

自主防災組織率が100%というのは、自治会レベルでの実施率であり、内容は様々で、一番大きい組織としては校区連合自治会で規約を決め、隊員の配置を行っている自治会もありますが、新居浜市民全員が組織に加入しているというわけではありません。中身についてはこれから検討していく予定です。

要援護者リストの作成にご協力いただきありがとうございました。要援護者1人に対して支援者2人で対応し、顔合わせや連絡方法などについて確認していただくことにしています。避難勧告時の連絡もしていただきますが、地域が限定される場合は2重になりますので、リストに基づいて市からも直接連絡する予定です。

活動に必要な機材については、16年災害以降整備してきましたが、まだまだ不十分です。自治会交付金の中で対応し、準備を行っている校区もありますので、そのように対応していただければと思っております。防災リーダー研修会等も行っています。

自治会未加入者につきましては、市全体への広報という方法もありますが、学校の保護者を巻き込んだ防災訓練や職場で防災訓練等を行うことによって、自治会未加入者に対する防災訓練への参加促進や防災に関する知識の普及を行い、地域で防災に取り組むことの大切さを感じてもらい、自治会加入へのきっかけになればと考えています。

課題名 (道路の環境整備について)

質疑応答 (質 問)

※パワーポイントを使用して整備の必要な箇所の写真を掲示

昨年度の質問の後、吉岡町の旧道交差点にカラー舗装工事が施工され、事故が減少したため、道路標示の有効性が証明されました。

校区内の道路で停止線や標識等の必要な箇所、道路標示が消えかけている箇所、街路樹によって見通しが悪い箇所、照明の設置が必要な箇所がありますので、早急に検討してください。

(回 答)

停止線、標識、横断歩道につきましては、警察の管轄になります。B・C地点の消えかかっている停止線・横断歩道については、申し送りをしておりますが、実施時期は未定です。A地点の停止線は、東側道路が未開通のため現状では一旦停止の規制はできないとの警察の回答でしたので、市として減速喚起の路面表示や区画線を引くことで安全対策を講じます。D地点の右折レーンについては、県道ですので県に申し送りをすると、11月ごろになるとの回答をいただいています。街路樹の剪定ですが、年2回実施しています。選定期限の遅れにより視界を遮っているようですので、今後は適切な時期に剪定等の維持管理に努めたいと思います。自転車歩行者専用道路の照明灯については、原則として車道との交差点、横断歩道設置箇所等の規定がありますが、交差点等に今年度中に設置する予定です。

管轄が県・警察・市となっておりますが、交通安全のため連携して早期に進めていきたいと思っております。

4. その他

(提案)

市民は共助の大切さを認識してはいるが、共助の基本は自治会組織であります。自治会への加入促進については、行政も連合自治会も努力をしています。市職員や市OBも地域住民の一人であり、自治会未設置の地域に住んでいる市職員や市OBを活用して自治会組織を立ち上げることは出来ないのでしょうか。日本一の自治会組織率を目指すことで自助・共助・公助が機能し、市民と行政が一体となった街づくりが進むのではないのでしょうか。

(回答)

市職員も市のOBも地域住民の一人として地域活動に参加するように呼び掛けており、少しずつではあるが、活動が見えてきている現状です。